

第1章 計画に関する基本的事項

1 計画策定の趣旨

酒類は私たちの生活に潤いと豊かさを与えるものであり、酒類に関する伝統と文化は私たちの生活に深く浸透しています。本県では、室町時代からの伝統が受け継がれ「日本一の酒どころ」として知られる灘五郷など、酒造りの産地も数多く、産業としても重要な役割を担ってきました。

一方で、多量の飲酒、未成年者*の飲酒、妊婦の飲酒等は、様々な健康障害を引き起こすことが指摘されています。また、不適切な飲酒は、本人の健康だけでなく、その家族や社会に対して深刻な影響や重大な問題を生じさせる危険性があり、その対策は大変重要な課題です。

このような背景のもと、アルコール健康障害対策を総合的に推進し、国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、「アルコール健康障害対策基本法」（以下、「基本法」という。）が平成26年6月に施行されました。

本県では、基本法の理念を踏まえ、本県のアルコール健康障害対策を総合的に推進するため、本県における実情に即した「兵庫県アルコール健康障害対策推進計画」を策定することとしました。

2 計画の性格

本計画は、基本法第14条第1項に規定されている「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」として策定します。

3 計画の期間

この計画は、2019年度を初年度とし、2023年度を目標年次とする5か年の計画とします。

※本計画における「未成年」の表記は、民法の成年年齢が引き下げられる2022年4月1日以降においても、「20歳未満」を指すものとします。